

専利優先審査管理弁法（局令第85号）

公布日：2026年7月30日

国家知識産権局令

第八十五号

「専利優先審査管理弁法」は、2026年7月16日に第4回局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2026年9月1日から施行する。

局長 申長雨
2026年7月28日

専利優先審査管理弁法

第一章 総則

第一条 知的財産権強国の建設を一層推進し、専利優先審査業務を規範化するため、「中華人民共和国専利法」（以下「専利法」という。）及び「中華人民共和国専利法実施細則」（以下「専利法実施細則」という。）の関係規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 専利優先審査業務は、党の指導を堅持し、質の高い発展を堅持し、ビジネス環境の最適化に寄与し、新質生産力の発展を支え、イノベーション型国家の建設を促進しなければならない。

第三条 国家知識産権局は、専利優先審査の管理業務を所管し、優先審査請求を受理及び確認し、審査資源の確保を強化し、審査の質及び効率を向上させる。省級知識産権局は、当該行政区域内の優先審査請求の推薦業務を所管する。

国家知識産権局は、国务院の関係主管部門が本弁法に基づき推薦した優先審査請求を受け付けることができる。

第二章 適用要件

第四条 次に掲げる専利出願又は事件の優先審査については、本弁法を適用する。

（一）実体審査段階にあり、かつ初回の審査処理が行われていない発明専利出願。初回の審査処理とは、審査官が審査を開始し、通知書を発行したことをいう。

（二）実用新案及び意匠の専利出願。

（三）発明、実用新案及び意匠の専利出願に係る再審事件（以下「再審事件」という。）。

（四）発明、実用新案及び意匠の専利に係る無効宣告事件（以下「無効宣告事件」という。）。

国家知識産権局と他の国又は地域の専利審査機関との間で締結された二国間若しくは多国間協定に基づいて優先審査を実施する場合、又は国家級知的財産権保護センター若しくは迅

速権利保護センターによる予備審査に合格した後に迅速審査を実施する場合は、関係規定に従って処理し、本弁法を適用しない。

第五条 重要なイノベーション上の価値並びに実用化及び活用の見込みを有する専利出願又は再審事件が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、専利出願人又は再審請求人は、優先審査を請求することができる。

(一) 新興産業若しくは未来産業、又は重要中核技術の難関攻略に関わるもの。

(二) 省級又は区を設置する市級人民政府が重点的に奨励する産業に関わるもの。

(三) 専利出願人又は再審請求人がすでに産業化を実施しているか若しくは産業化を実施する準備を整えているもの、又は他人がその発明創作を実施していることを証明する証拠があるもの。

(四) 同一の主題について初めて中国に専利出願を行った後、他の国又は地域に実体審査請求を行った場合における当該中国専利出願。

(五) 国家利益又は公共の利益にとって重大な意義を有するその他の事由。

第六条 無効宣告事件が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、無効宣告請求人又は専利権者は、優先審査を請求することができる。

(一) 当該専利について侵害紛争が生じ、当事者が地方知識産権局に処理を請求しているか、又は人民法院に提訴している場合。

(二) 当該専利について紛争が生じ、当事者が国家知識産権局に対し、重大専利権侵害紛争に係る行政裁決若しくは調停、医薬品特許紛争早期解決メカニズムに係る行政裁決、又は専利開放許諾の実施に関する紛争の調停を行うよう請求している場合。

(三) 当該専利について実施許諾に関するライセンス契約紛争が生じ、当事者が仲裁機関に仲裁を申し立てている場合。

(四) 当該専利が国家利益又は公共の利益にとって重大な意義を有する場合。

前項第(一)号に定める地方知識産権局及び人民法院並びに第(三)号に定める仲裁機関は、事件に係る専利の無効宣告事件について優先審査請求を提出することができる。

第七条 専利代理機構は、専利出願人又は事件の当事者による優先審査請求に関するサービスを提供するに当たり、良好な信用並びに高い業務及びサービスの水準を維持し、自主的に業界の自主規制上の責任を履行しなければならない。

第八条 専利出願又は事件が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、原則として、優先審査を行わない。

(一) 専利出願が分割出願であり、その原出願について早期審査が認められている場合。

(二) 発明専利出願について、その出願人が同一の日に同一の発明創作に係る実用新案専利も出願している場合。

(三) 専利出願、再審事件又は無効宣告事件が、それぞれの審査手続において、すでに優先審査又はその他の形式による早期審査の対象となっている場合。

(四) 本弁法第五条第(四)号に基づき優先審査が請求された専利出願について、権利付与の見込みが明らかでないことを示す証拠がある場合。

第三章 請求の提出

第九条 専利出願人、再審請求人又は専利権者が二人以上である場合に、本弁法第五条又は第六条第一項に基づき優先審査請求を提出するときは、すべての出願人、すべての再審請求人又はすべての専利権者の同意を得なければならない。

第十条 優先審査を請求する専利出願又は事件については、所定の要件を満たす電子出願方式を採用しなければならない。

第十一条 出願人が発明、実用新案又は意匠の専利出願について優先審査を請求する場合、優先審査請求書及び本弁法第五条に定める適用事由に関する資料を提出しなければならない。本弁法第五条第（四）号の場合を除き、優先審査請求書には、国务院の関係主管部門又は省級知識産権局による推薦意見が記載され、署名されていなければならない。出願人は、審査手続の迅速化に資する先行技術又は先行意匠に関する情報資料を提出することができる。

当事者が再審事件又は無効宣告事件について優先審査を請求する場合、優先審査請求書及び本弁法第五条又は第六条に定める適用事由に関する資料を提出しなければならない。優先審査請求書には、国务院の関係主管部門又は省級知識産権局による推薦意見が記載され、署名されていなければならない。

地方知識産権局、人民法院又は仲裁機関が無効宣告事件について優先審査請求を提出する場合、優先審査請求書を提出し、かつその理由を説明しなければならない。

第十二条 専利法及び専利法実施細則の規定により納付すべき手数料を除き、国家知識産権局は、優先審査が請求された専利出願又は事件について追加の手数料を徴収しない。

第四章 確認及び審査手続

第十三条 省級知識産権局は、本弁法第四条から第八条までの規定に基づき、優先審査が請求された専利出願又は事件を推薦し、かつ推薦理由を説明しなければならない。優先審査請求人が虚偽の資料を提出した場合、又はその他の信義誠実の原則に反する行為がある場合は、推薦しない。

第十四条 国家知識産権局は、優先審査請求を受理した後、本弁法に基づき、優先審査請求書、推薦理由及び関係資料を確認する。請求資料に方式上の不備がある場合には、優先審査請求人にその修正を認める。確認を経て、優先審査を行うか否かを決定し、その確認結果を優先審査請求人に通知する。

第十五条 国家知識産権局が優先審査を行うことに同意した専利出願又は事件については、優先審査を行う旨の通知書の発行日から起算して、次に掲げる期間内に処理を完了しなければならない。ただし、判断が困難かつ複雑な事情がある場合を除く。

（一）発明専利出願については、四十五日以内に初回の審査処理を行い、かつ一年以内に処理を終結する。

（二）実用新案及び意匠の専利出願については、二か月以内に処理を終結する。

（三）再審事件については、七か月以内に処理を終結する。

(四) 発明及び実用新案の専利に係る無効宣告事件については五か月以内に、意匠専利に係る無効宣告事件については四か月以内に処理を終結する。

第十六条 優先審査の対象となる専利出願について、出願人は、できる限り速やかに応答又は補正を行わなければならない。出願人が発明専利出願の審査意見通知書に応答する期限は、通知書の発行日から起算して一か月とし、出願人が実用新案及び意匠の専利出願の補正通知書又は審査意見通知書に応答する期限は、通知書の発行日から起算して十五日とする。

第十七条 優先審査の対象となる専利出願について、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は、優先審査手続を終了し、通常手続により処理することができ、かつ、速やかに優先審査請求人に通知する。

(一) 国家知識産権局が優先審査を行う旨の通知書を発行した後に、出願人が専利法実施細則第五十七条第一項及び第二項に基づき出願書類を補正した場合。

(二) 出願人が本弁法第十六条に定める期限内に応答しなかった場合、又は出願人が応答期限の延長を請求した場合。

(三) 出願人が虚偽の資料を提出した場合、又はその他の信義誠実の原則に反する行為がある場合。

第十八条 優先審査の対象となる再審事件又は無効宣告事件について、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は、優先審査手続を終了し、通常手続により処理することができ、かつ、速やかに優先審査請求人に通知する。

(一) 再審請求人が応答を延期した場合。

(二) 国家知識産権局が優先審査を行う旨の通知書を発行した後に、無効宣告請求人が証拠及び理由を追加した場合、又は専利権者が削除以外の方法により専利請求の範囲を補正した場合。

(三) 専利の再審又は無効宣告の手続が中止された場合。

(四) 当該事件の審理が他の事件の審査結果に依存する場合。

(五) 当事者が虚偽の資料を提出した場合、又はその他の信義誠実の原則に反する行為がある場合。

第五章 監督管理

第十九条 国家知識産権局は、各地方における専利優先審査業務の管理状況、優先審査請求の推薦及びその後の審査状況、知的財産権の保護及び活用に関する業務の実施状況、国家重点産業及び重大戦略に対する支援状況等の要素に基づき、各地方の専利優先審査件数を配分及び調整し、全体的な需要及び審査能力に基づき、専利優先審査の総件数を総合的に調整した上で決定する。

第二十条 省級知識産権局は、優先審査の推薦業務規則を制定し、推薦基準を明確にし、推薦業務の公平性及び公正性並びに公開性及び透明性を確保することで、優先審査請求人に対する管理及び的確なサービスを強化しなければならない。

第二十一条 優先審査の推薦、確認、審査及び管理に従事する職員は、法令の関係規定を厳格に遵守しなければならない、職務怠慢、職権濫用、私情にとらわれて不正を行うこと等の行為をしてはならない。

第二十二条 信義誠実の原則に反する行為がある優先審査請求人又は専利代理機構について、国家知識産権局は、当該行為が認定された日から一年間、その者が提出する優先審査請求を受理しない。

第六章 附則

第二十三条 本弁法の解釈は、国家知識産権局が所管する。

第二十四条 本弁法は、2026年9月1日から施行する。2017年6月27日に国家知識産権局令第七十六号により公布された「専利優先審査管理弁法」は、同時に廃止する。

出所：2026年7月30日付け国家知識産権局ウェブサイト
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/30/art_74_207457.html

※本資料は公表資料に基づきジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは 情報・データ・解釈などをできる限り 正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。